

○福知山市議会議員定数条例（平成14年12月20日条例第32号）

○福知山市議会議員定数条例

平成14年12月20日条例第32号

改正

平成29年5月9日条例第1号

福知山市議会議員定数条例

福知山市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により24人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年1月1日から施行し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（福知山市議会議員の定数減少条例の廃止）

2 福知山市議会議員の定数減少条例（昭和30年福知山市条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成29年5月9日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。